

令和元年 11 月 18 日

写

大田区長
松原忠義様

大田区特別職報酬等審議会
会長 蔵方庸光

大田区特別職報酬等の額について（答申）

令和元年 11 月 14 日付け 31 総総発第 11549 号により本審議会に意見を求められた件について、別紙のとおり答申いたします。

大田区特別職報酬等審議会

会長 蔵方庸光
委員 北見公秀
委員 齊藤政二
委員 田原大示
委員 利根川文子
委員 中井恭子
委員 中島寿美
委員 平石昭夫
委員 深尾定男
委員 舟久保利明

答申

1はじめに

本審議会は、令和元年11月14日、大田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、区長より、議会の議員の議員報酬の額並びに区長・副区長及び教育長の給料の額（以下「特別職報酬等」という。）について諮詢を受けた。

本審議会は、各委員が区民の代表としての自覚と責任において、その信頼に応えるべく、公平かつ不偏の立場に立ち、慎重に審議を重ねた。

審議にあたっては、本年の特別区人事委員会勧告、これまでの経過、区政を取り巻く社会経済情勢の動向、他区との均衡などを考慮し、広範な視点から検討を行った結果、次の結論を得た。

2特別職報酬等の額の現状とこれまでの経過について

本区の特別職報酬等は、過去において、一般職員の給料についての特別区人事委員会勧告を踏まえ、特別区職員の給与水準に添って改定してきた経過がある。現在の額は、昨年改定を見送ったため、平成29年11月13日の答申に基づき改定されたものである。

本審議会では、適正な特別職報酬等の額を検討するために、他区との比較、各役職間の均衡も重要な要素であるとして審議を行ってきたところである。

3本年の特別職報酬等の改定の考え方

（1）本年の特別区人事委員会勧告（以下「本勧告」という。）の主な内容は、次のとおりとなっている。

- ① 職員給与が民間給与を上回っていることから、公民較差（△2,235円、△0.58%）を解消するため給料表の引下げ改定を行うこと

② 期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合の公民較差（0.15月）を解消するため、年間支給月数について0.15月引上げ改定を行うこと

(2) 内閣府による10月の月例経済報告では、日本経済の基調判断について、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。」とする一方で、その先行きについては、「当面、弱さが残るもの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。また、令和元年台風19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としており、引き続き警戒感を示している。

(3) 区財政の状況としては、平成においての二度の経済不況の経験から、基金の適切な積立てや特別区債の発行抑制と着実な償還を進めており、現在において財政の健全性は維持している。しかしながら、特別区特有の景気変動の影響を受けやすい歳入構造に加え、消費税率引上げ後の景気動向等による財源への影響、今後想定される膨大な財政需要を勘案すると、決して予断を許さない状況にある。

こうした状況においても、区は、区民生活に安心をもたらす各種施策、大田区の未来に向けたまちづくりなど、安定的、継続的に行政サービスを提供していくことが極めて重要である。

(4) こうしたなか、区長及びこれを支える副区長、教育長は、区民の負託に応えるべく、広範な見識に基づく適時的確な判断を積み重ねていくことが求められている。この一時たりとも立ち止まることが許されることのない職責は、極めて重大かつ困難なものであり、厳粛なものといわざるをえない。

また、区議会議員においても、区民福祉の増進を具現化するため、複雑かつ多様化する区民ニーズを的確に把握し、各種政策形成に反映させると共に執行機関をチェックしなければならない。区議会議員が、区民の代表者として担う責任と役割は、ますます重要なものとなっている。

(5) 特別職報酬等の額は、それぞれの役職の職務と職責に相応した額とすることが必要である。これに加えて、一般職員の給与改定状況及び他区の特別職報酬等の状況並びに社会経済情勢等を総合的に勘案のうえ、区民の理解と納得が得られる適正な額とするべきである。

審議の過程で、特に区長・副区長については、70万区民を預かる職責のもと1年365日地域との密な対話を持っていること、また災害対応では、今年の台風19号に対する懸命な対応姿勢には感謝と称賛の声があり、一般職員の給料と一律に引き下げる場合には違和感があるとの意見が示された。

しかしながら一方で、公民較差のバランスを見ていくことが大切であるとの意見があったほか、特別区人事委員会勧告は報酬等の額を定めるうえで重要な基準であることを再確認した。

よって、本審議会は、これまでに述べた事項に基づき総合的に考慮し、特別職報酬等の額について、本勧告による一般職員に対する月例給の改定率を準用することにより減額することとする。

4 特別区人事委員会勧告による特別職報酬等の改定額について

本審議会は、一般職員の給与改定率を準用して特別職報酬等を決定する。特別区人事委員会の勧告どおり実施されることとなった場合は、特別職報酬等を次とおりとする。

(1) 区長等の給料月額

区 長 1, 154, 800 円 (現行 1,161,500 円 △6,700 円)

副 区 長 926, 800 円 (現行 932,200 円 △5,400 円)

教 育 長 829, 200 円 (現行 834,000 円 △4,800 円)

(2) 区議会議員の報酬月額

議 長 928, 800 円 (現行 934,200 円 △5,400 円)

副 議 長 783, 500 円 (現行 788,000 円 △4,500 円)

委 員 長 658, 000 円 (現行 661,800 円 △3,800 円)

副委員長 631, 200 円 (現行 634,800 円 △3,600 円)

議 員 612, 300 円 (現行 615,800 円 △3,500 円)

5 改定の実施時期について

特別職報酬等の改定の実施時期については、一般職員の改定率及び実施時期を準用することが適当である。

6 その他

本審議会の審議項目には、期末手当は含まれていない。しかし、期末手当は、特別職報酬等の額を決定するにあたって関連性を有することから、本審議会において参考事項として意見交換を行った。

期末手当については、一般職員の改定月数の改定率及び実施時期を準用することが適当というのが参考としての意見であり、一般職員について特別区人事委員会の勧告どおり実施されることになった場合は、次のとおりとする。

(1) 区長・副区長・教育長の期末手当の支給月数

3. 8 3月 (現行 3. 7 1月 + 0. 1 2月)

(2) 議長・副議長・委員長・副委員長・議員の期末手当の支給月数

4. 06月（現行 3. 9月 + 0. 1月）

7 おわりに

本審議会は、区長の諮問に対し、特別職報酬等の適正な額について、以上のことおり答申する。

大田区は、引き続き健全財政を維持しているが、特別職の各位におかれでは、厳しい行財政運営に直面する中であっても、社会経済の状況変化によって新たに生じる区民ニーズに対しても的確かつ迅速に応え、区の目指す将来像の実現に向け着実に取り組まれたい。

地域に暮らす区民一人ひとりの日々の生活と明るい未来をしっかりと支える効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を引き続き展開され、区民福祉の一層の向上のため精励されることを、この機に改めて強く要望するものである。本答申は、慎重に審議を重ねた結果であり、関係条例の改正にあたっては、十分に尊重されたい。